

令和5年3月23日

令和5年第3回守山市教育委員会定例会提出議案

令和5年3月23日

令和5年第3回守山市教育委員会定例会提出議案目次

議第8号	教育財産の取得の申出に係る教育長の臨時代理の承認について	1
議第9号	河西小学校体育館長寿命化改修建築工事に係る契約の締結につき議決を求める ことに係る教育長の臨時代理の承認について	3
議第10号	令和5年度守山市教育基本方針の策定について	5
議第11号	令和5年度(2023年度)守山市人権・同和教育基本方針の策定について	6
議第12号	守山市修学奨励金給付規則を廃止する規則の制定について	7
議第13号	守山市立図書館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則の制定に ついて	9

議第 8 号

教育財産の取得を申し出ることに関る教育長の臨時代理の承認について

守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和 41 年教育委員会規則第 1 号)第 5 条の規定に基づき、教育財産の取得を申し出ることについて、別紙のとおり臨時に代理したので、同条の規定によりこれを教育委員会に報告し、承認を求める。

令和 5 年 3 月 23 日提出

守山市教育委員会
教育長 向 坂 正 佳

臨代第 1 号

教育財産の取得を申し出ることについて、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 41 年教育委員会規則第 1 号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

令和 5 年 3 月 2 日

守山市教育委員会臨時代理
教育長 向 坂 正 佳

1 申出をする財産

河西小学校敷地

2 土地の所在地等

所在地	地目	地籍 (㎡)
守山市小島町字ヒマキ 1841 番	田	575.2
守山市小島町字ヒマキ 1841 番 1	畑	82.64
	計	657.85

3 取得方法

地権者との土地売買契約による

4 取得価格

16,314,680 円

議第 9 号

河西小学校体育館長寿命化改修建築工事に係る契約の締結につき議決を求めることに係る教育長の臨時代理の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、別紙のとおり市長から意見を求められた河西小学校体育館長寿命化改修建築工事に係る契約の締結につき議決を求めることについて、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 41 年教育委員会規則第 1 号）第 5 条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理したので、同条の規定によりこれを教育委員会に報告し、承認を求める。

令和 5 年 3 月 23 日提出

守山市教育委員会

教育長 向 坂 正 佳

臨代第2号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙のとおり市長から意見を求められた河西小学校体育館長寿命化改修建築工事に係る契約の締結につき議決を求めることについて、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年守山市教育委員会規則第1号）第5条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

令和5年3月7日

守山市教育委員会臨時代理
教育長 向坂正佳

河西小学校体育館長寿命化改修建築工事に係る契約の締結につき議決を求めることについて

同意する

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年条例第35号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--------------------|
| 1 | 契約の目的 | 河西小学校体育館長寿命化改修建築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 金206,437,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | |
| | 住 所 | 滋賀県甲賀市甲賀町相模141番地の1 |
| | 商号および | 京都建物辻正株式会社 |
| | 代表者氏名 | 代表取締役 辻 政 志 |

議第10号

令和5年度守山市教育基本方針の策定について

令和5年度守山市教育基本方針を別紙のとおり策定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和5年3月23日提出

守山市教育委員会

教育長 向 坂 正 佳

議第 11 号

令和 5 年度（2023 年度）守山市人権・同和教育基本方針の策定について

令和 5 年度（2023 年度）守山市人権・同和教育基本方針を別紙のとおり策定するにつき、
教育委員会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 23 日提出

守山市教育委員会

教育長 向 坂 正 佳

議第12号

守山市修学奨励金給付規則を廃止する規則の制定について

守山市修学奨励金給付規則を廃止する規則を別紙のとおり制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和5年3月23日提出

守山市教育委員会

教育長 向 坂 正 佳

守山市修学奨励金給付規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月 日

守山市教育委員会教育長

守山市教育委員会規則第 号

守山市修学奨励金給付規則を廃止する規則

守山市修学奨励金給付規則（昭和55年教育委員会規則第7号）は、廃止する。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議第13号

守山市立図書館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

守山市立図書館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和5年3月23日提出

守山市教育委員会

教育長 向 坂 正 佳

守山市立図書館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月 日

守山市教育委員会教育長

守山市教育委員会規則第 号

守山市立図書館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則

守山市立図書館の管理および運営に関する規則（平成30年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「守山市立図書館」を「、同条例第1条に規定する図書館」に改める。

第3条第1項第3号中「図書館長」を「条例第6条に規定する館長」に改める。

第4条第3項中「、教育委員会の承認を得て」を削る。

第12条第4項中「中学生以下の者」を「市内在住の中学生以下の者」に改める。

第13条第1項中「認定子ども園」を「認定こども園」に改める。

第32条中「管理運営係」を「管理係および運営係」に改める。

第33条中「管理運営係」を「管理係および運営係」に、「次の各号に掲げる」を「別表第2の」に改め、各号を削る。

第34条第3項中「管理運営係」を「管理係および運営係」に改める。

第36条第1項中「別表第2」を「別表第3」に、「別表第3」を「別表第4」に改める。

別表第3を別表第4とし、別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第33条関係）

<p>管理係</p>	<p>(1) 企画、調査および統計に関すること。 (2) 図書館協議会に関すること。 (3) 予算の編成および執行に関すること。 (4) 図書館の庶務に関すること。 (5) 職員の服務に関すること。 (6) 施設および設備の維持および管理に関すること。 (7) 図書館電算システムの運用に関すること。 (8) 図書館の広報に関すること。 (9) 公印の保管に関すること。 (10) 文書の收受および発送に関すること。 (11) 資料の選定に関すること。 (12) 読書案内および読書相談に関すること。 (13) 図書館施設の利用に関すること。 (14) 読書会、研究会、講習会、鑑賞会、映写会および資料展示会等に関すること。 (15) 関係機関との連絡調整および協力に関すること。</p>
<p>運営係</p>	<p>(1) 館報および読書資料の発行に関すること。 (2) 図書館資料の収集、整理および管理に関すること。 (3) 地域資料に関すること。 (4) 個人貸出および団体貸出に関すること。 (5) 市民活動および交流の促進に関すること。 (6) 起業創業および就労支援の情報発信に関すること。 (7) 図書館利用に障害のある者に関する図書館奉仕に関すること。 (8) 資料の選定に関すること。 (9) 読書案内および読書相談に関すること。 (10) 図書館施設の利用に関すること。 (11) 読書会、研究会、講習会、鑑賞会、映写会および資料展示会等に関すること。 (12) 関係機関との連絡調整および協力に関すること。</p>

付 則

この規則は令和5年4月1日から施行する。